

令和 3 年度健全化判断比率等のあらまし

泉南市の令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりです。

1 健全化判断比率

健全化判断比率	算定結果	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.82%	20.0%
連結実質赤字比率	—	17.82%	30.0%
実質公債費比率	9.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	64.4%	350.0%	—

早期健全化基準とは：財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき水準。

財政再生基準とは：財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき水準。

- 令和 3 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の各健全化判断比率は、前年度までと同様、すべて早期健全化基準を下回る結果です。
- これまでの算定において比較的高い水準にある実質公債費比率は前年度より 0.5 ポイント減少（改善）し、将来負担比率は 20.8 ポイント減少（改善）しました。
- 今後も、将来負担への影響を考慮し、市債の発行を適切に管理するなどの取組を進める必要があります。

【実質赤字比率】

- 令和 3 年度決算に基づく実質赤字比率は、一般会計等決算の実質収支が 7 億 576 万 1 千円の黒字であるため、早期健全化基準（12.82%）、財政再生基準（20.0%）のいずれにも該当しない状況です。
 - ・実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計

等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

- 令和3年度決算では一般会計等を実質赤字額がないため、実質赤字比率はありませんが、黒字額7億576万1千円について、あえて標準財政規模（144億1,720万円）に対する比率を算出すれば、△4.89%で、前年度より2.07ポイントの減少（改善）です。

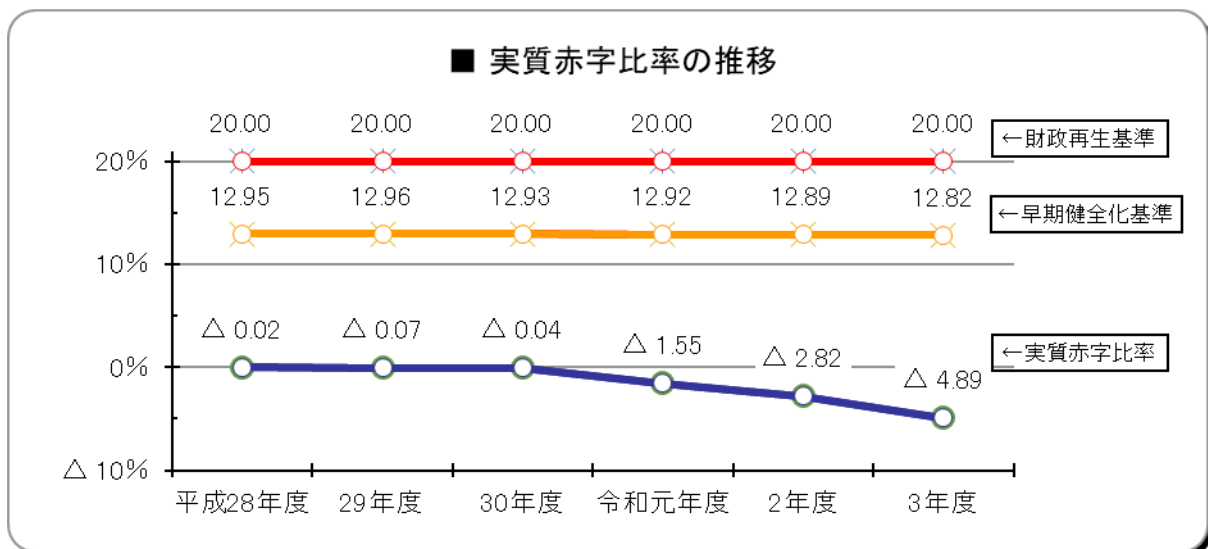
- ・実質赤字比率の算式は、次のとおりです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

- 次のグラフは、平成28年度決算からの実質赤字比率の推移を示したものです。

- ・一般会計等に平成28年度以降の実質赤字額はないため、実質赤字比率はありませんが、黒字額について、標準財政規模に対する比率を算出し、負の数で表しています。



【連結実質赤字比率】

- 令和3年度決算に基づく連結実質赤字比率は、全会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計が12億8,862万7千円の黒字であるため、早期健全化基準（17.82%）、財政再生基準（30.0%）のいずれにも該当しない状況です。

- ・連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字

や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

- ・連結実質赤字比率の算式は、次のとおりです。

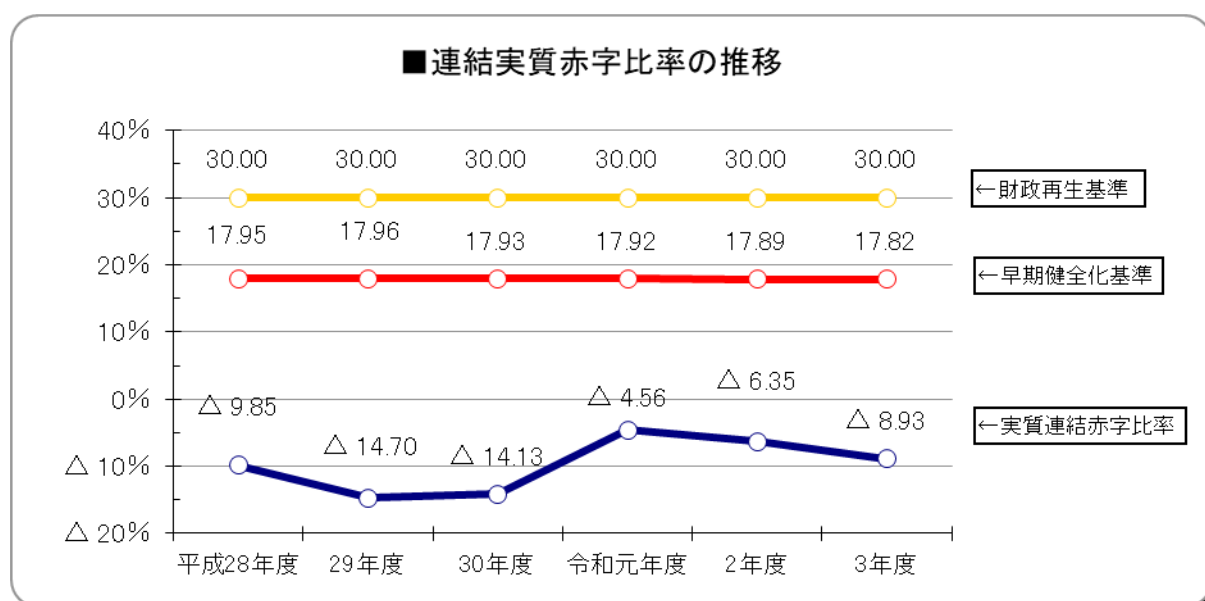
$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：AとBの合計額がCとDの合計額を超える場合の当該超える額
 - ・A：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ・B：公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ・C：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ・D：公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

- 令和3年度決算では連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率はありませんが、黒字額（12億8,862万7千円）について、あえて標準財政規模（144億1,720万円）に対する比率を算出すれば、△8.93%で、前年度より2.58ポイントの減少（改善）です。

- 次のグラフは、平成28年度決算からの連結実質赤字比率の推移を示したものです。

- ・これまでに連結実質赤字額がないため、黒字額について、標準財政規模に対する比率を算出し、負の数で表しています。



○ 令和 3 年度決算に基づく連結実質赤字比率の算定に用いた会計別の実質収支額又は資金不足・剰余額は、次のとおりです。

- ・一般会計等実質収支額
(公共用地取得事業特別会計を含む) 7 億 576 万 1 千円
- ・国民健康保険事業特別会計実質収支額 8,564 万 8 千円
- ・介護保険事業特別会計実質収支額 3 億 6,451 万 3 千円
- ・後期高齢者医療事業特別会計実質収支額 1,532 万 8 千円
- ・下水道事業会計資金不足・剰余額 1 億 1,737 万 7 千円

【実質公債費比率】

○ 令和 3 年度決算に基づく実質公債費比率（3 か年平均）は 9.6%で、早期健全化基準（25.0%）、財政再生基準（35.0%）のいずれにも該当しない状況です。

- ・実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。
- ・実質公債費比率の算式は、次のとおりです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・準元利償還金：次の A から E までの合計額
 - ・ A：満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
 - ・ B：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ・ C：組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ・ D：債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
 - ・ E：一時借入金の利子

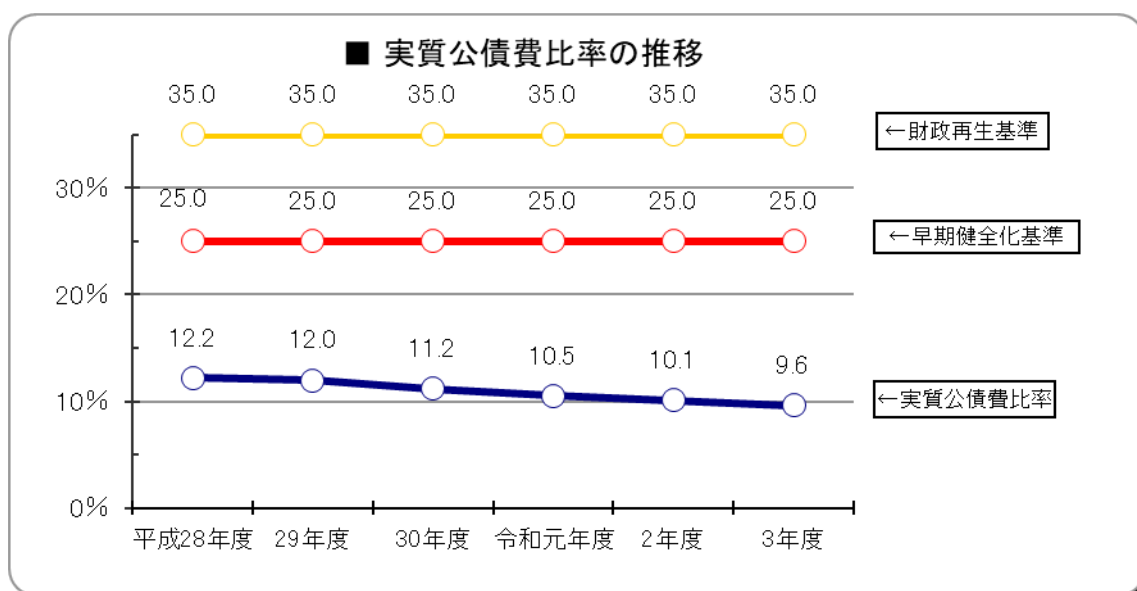
○ 令和 3 年度決算に基づく実質公債費比率（3 か年平均）9.6%は、前年度（10.1%）に比較して、0.5 ポイントの減少（改善）です。

- ・実質公債費比率の算定には、過去 3 か年における単年度の実質公債費比率の平均値を用いるため、今回の算定から新たに加えた令和 3 年単年度の数値と除外した平成 30 年単年度の数値について比較をすれば、次のとおりで

す。

- ・実質公債費比率の大きな要素である地方債の元利償還金については、令和 3 年単年度（25 億 8,202 万 6 千円）は、平成 30 年単年度（26 億 4,477 万 9 千円）より約 6,300 万円（2.4%）の減額（改善要素）となりました。
- ・公営企業の地方債償還に対する繰入金については、令和 3 年単年度（2 億 7,917 万 6 千円）は、平成 30 年単年度（5 億 1,343 万 8 千円）より約 2 億 3,400 万円（45.6%）の減額（改善要素）となりました。
- ・標準財政規模の一部となる普通交付税額については、令和 3 年単年度（37 億 1,208 万 9 千円）は、平成 30 年単年度（25 億 8,153 万円 1 千円）より約 11 億 3,100 万円（43.8%）の増額（改善要素）となりました。

○ 次のグラフは、平成 28 年度決算からの実質公債費比率の推移を示したものです。



○ 令和 3 年度決算に基づく実質公債費比率の算定に用いた一般会計等が負担する地方債の元利償還金の各年度別の額は、次のとおりです。

- | | |
|-----------|-------------------|
| ・ 令和 3 年度 | 25 億 8,202 万 6 千円 |
| ・ 令和 2 年度 | 25 億 2,880 万 6 千円 |
| ・ 令和 元年度 | 25 億 5,206 万 7 千円 |

○ 令和 3 年度決算に基づく実質公債費比率の算定に用いた一般会計等が負担する準元利償還金の各年度別の合計額とその内訳は、次のとおりです。

- ・ 令和 3 年度合計額 6 億 1,054 万 5 千円
- ・ 令和 2 年度合計額 5 億 7,880 万 3 千円
- ・ 令和 元年度合計額 8 億 6,942 万 2 千円
- ・ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
 - ・ 令和 3 年度 なし
 - ・ 令和 2 年度 なし
 - ・ 令和 元年度 なし
- ・ 公営企業会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ・ 令和 3 年度 2 億 7,917 万 6 千円
（うち下水道事業会計分 2 億 7,917 万 6 千円）
 - ・ 令和 2 年度 2 億 5,152 万 0 千円
（うち下水道事業会計分 2 億 5,152 万 0 千円）
 - ・ 令和 元年度 5 億 3,054 万 0 千円
（うち下水道事業特別会計分 5 億 3,054 万 0 千円）
- ・ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ・ 令和 3 年度 2 億 5,297 万 3 千円
（うち泉南清掃事務組合分 1 億 6,969 万 4 千円）
（うち泉州南消防組合分 6,177 万 2 千円）
（うち大阪広域水道企業団分 2,150 万 7 千円）
 - ・ 令和 2 年度 2 億 4,879 万 0 千円
（うち泉南清掃事務組合分 1 億 7,698 万 9 千円）
（うち泉州南消防組合分 5,676 万 5 千円）
（うち大阪広域水道企業団分 1,503 万 6 千円）
 - ・ 令和 元年度 2 億 5,990 万 3 千円
（うち泉南清掃事務組合分 1 億 8,058 万 1 千円）
（うち泉州南消防組合分 6,507 万 7 千円）
（うち大阪広域水道企業団分 1,424 万 5 千円）
- ・ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ・ 令和 3 年度 7,800 万 8 千円
 - ・ 令和 2 年度 7,800 万 8 千円
 - ・ 令和 元年度 7,800 万 8 千円

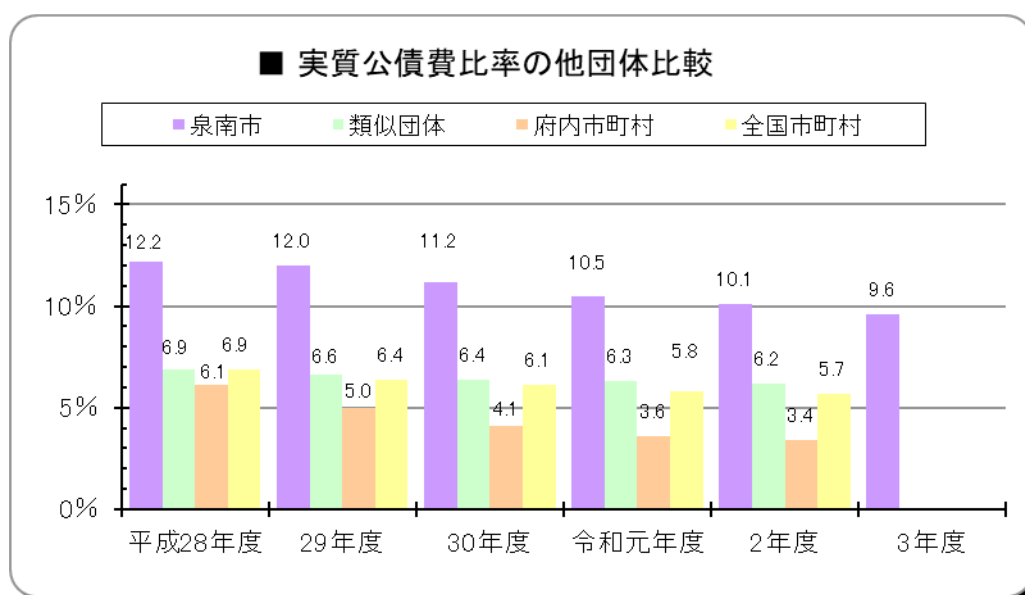
・一時借入金の利子

・令和 3 年度	38 万 8 千円
・令和 2 年度	48 万 5 千円
・令和 元年度	97 万 1 千円

○ 次のグラフは、本市の実質公債費比率について、類似団体の平均値、大阪府内の市町村平均値、全国の市町村平均値との比較を示したものです。

類似団体とは：国勢調査をもとにした人口と産業構造（産業別就業人口の比率）の 2 つの要素の組合せによって市町村を分類し、同じ分類となった全国の市町村で、泉南市の分類はⅡ－3 です。

- ・本市の実質公債費比率は、平成 28 年度以降、類似団体や府内市町村、全国市町村の平均値のいずれと比較しても高い（悪い）傾向にあります。政令指定都市を除いた令和 2 年度決算に基づく大阪府内の順位は、41 市町村中 37 位です。



【将来負担比率】

○ 令和3年度決算に基づく将来負担比率は64.4%で、早期健全化基準(350.0%)に該当しない状況です。

- ・将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

- ・将来負担比率の算式は、次のとおりです。

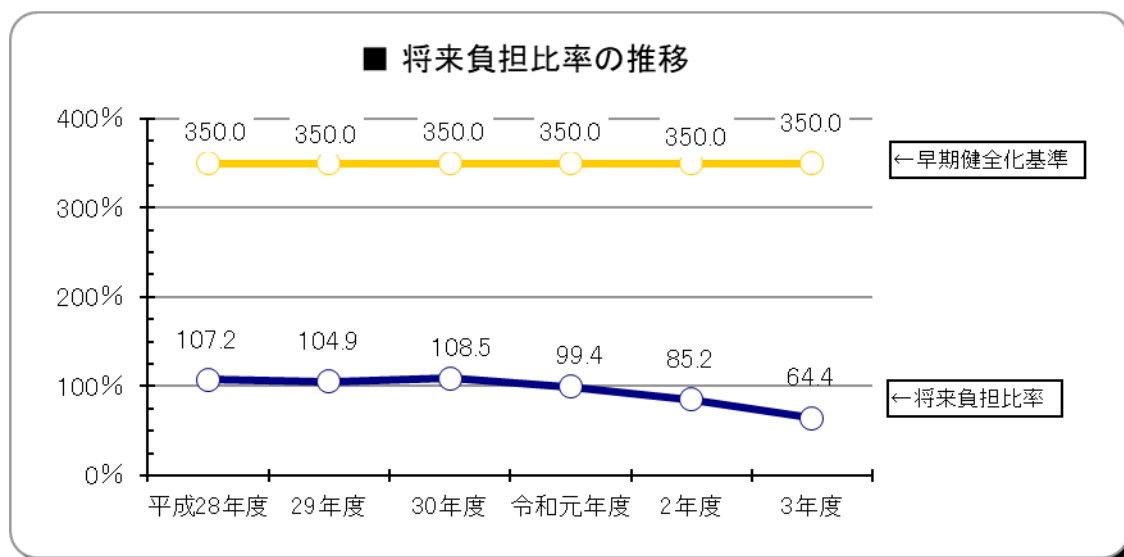
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・将来負担額：次のAからHまでの合計額
 - ・ A：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ・ B：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号に係るもの）
 - ・ C：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ・ D：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ・ E：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ・ F：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ・ G：連結実質赤字額
 - ・ H：組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：上記AからFまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

○ 令和3年度決算に基づく将来負担比率 64.4%は、前年度（85.2%）に比較して、20.8ポイントの減少（改善）です。

- ・ 地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額等の将来負担の合計額については、令和3年度（353億6,911万8千円）は、前年度（376億3,588万5千円）より約22億6,700万円（6.0%）の減額（改善要素）となりました。
- ・ 将来負担額から差し引くことができる充当可能基金、都市計画税等の充当可能財源等の合計額については、令和3年度（271億593万4千円）は、前年度（273億6,180万6千円）より約2億5,600万円（0.9%）の減額（悪化要素）となりました。

○ 次のグラフは、平成 28 年度決算からの将来負担比率の推移を示したものです。

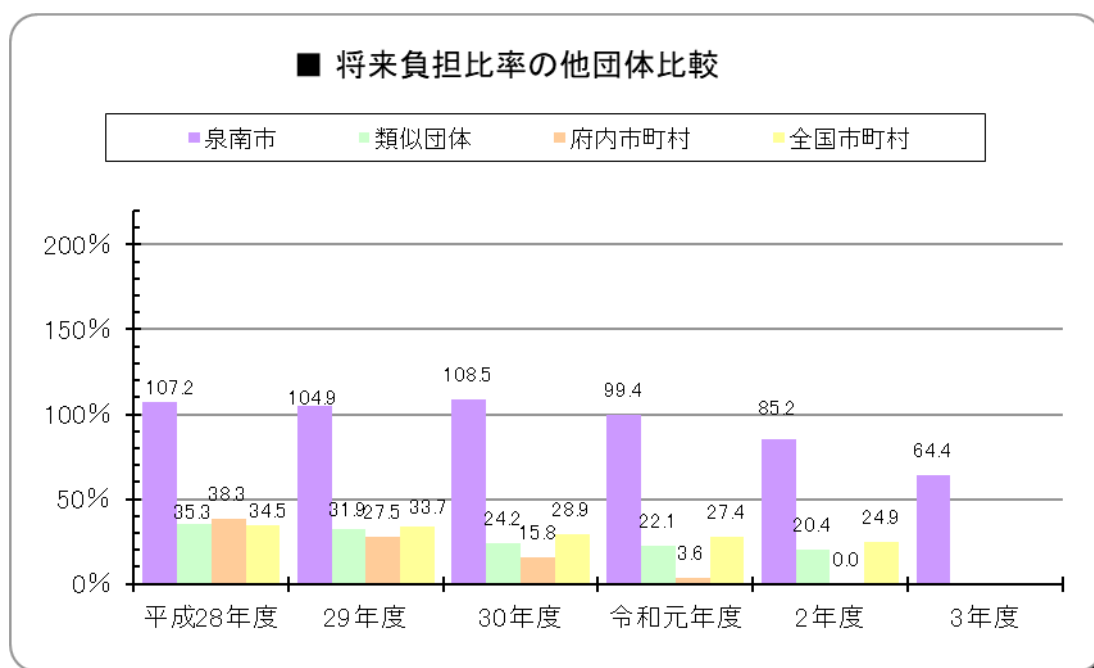


○ 令和 3 年度決算に基づく将来負担比率の算定に用いた将来負担額の合計額 353 億 6,911 万 8 千円の内訳は、次のとおりです。

- ・一般会計等に係る地方債の現在高 271 億 6,967 万 8 千円
- ・債務負担行為に基づく支出予定額 7,800 万 9 千円
(うち泉州東部区域農用地総合整備事業分 7,800 万 9 千円)
- ・一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 33 億 163 万 6 千円
(うち下水道事業会計分 33 億 163 万 6 千円)
- ・組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額 11 億 3,585 万 1 千円
(うち泉南清掃事務組合分 5 億 4,604 万 7 千円)
(うち泉州南消防組合分 3 億 6,120 万 1 千円)
(うち大阪広域水道企業団分 2 億 2,860 万 3 千円)
- ・退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 36 億 8,394 万 4 千円
- ・設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額 なし
- ・連結実質赤字額 なし
- ・組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 なし

○ 次のグラフは、本市の将来負担比率について、類似団体の平均値、大阪府内の市町村平均値、全国の市町村平均値との比較を示したものです。

- ・本市の将来負担比率は、類似団体や府内市町村、全国市町村の平均値のいずれと比較しても高い（悪い）傾向にあります。政令指定都市を除いた、令和2年度決算に基づく大阪府内の順位は、41市町村中38位です。



2 資金不足比率

資金不足比率	泉南市の算定結果	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0%

経営健全化基準とは：自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき水準。

○ 令和 3 年度決算に基づく資金不足比率は、下水道事業会計が資金不足額△1 億 1,737 万 7 千円であるため、経営健全化基準（20.0%）に該当しない状況です。

- ・資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- ・資金不足比率の算式は、次のとおりです。

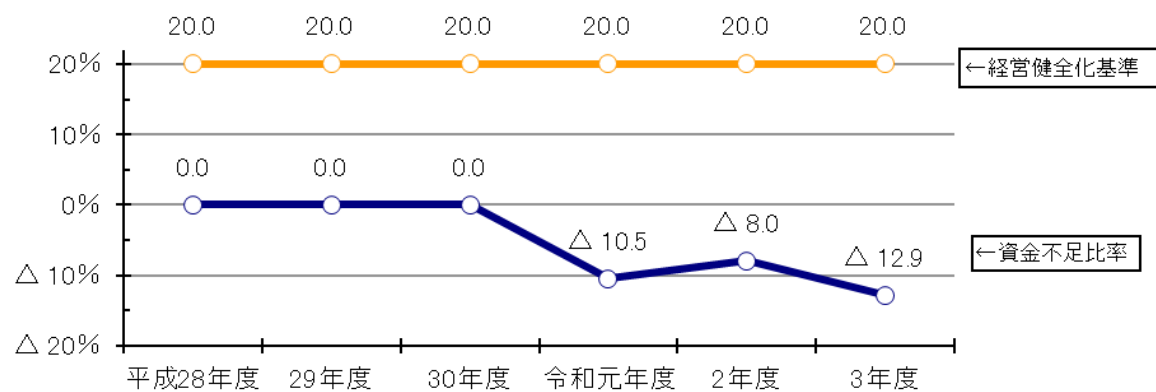
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金の不足額：
 - ・資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 - ・資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ・解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
- ・事業の規模：
 - ・事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 - ・事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

○ 下水道事業会計は、令和 3 年度決算では資金不足額がないため、資金不足比率はありませんが、資金不足額△1 億 1,737 万 7 千円について、あえて事業規模 9 億 1,082 万 7 千円に対する比率を算出すれば、△12.9%です。

○ 次のグラフは、下水道事業会計の平成 28 年度決算からの資金不足比率の推移を示したものです。

■ 下水道事業会計の資金不足比率の推移



※令和元年度は公営企業会計への移行に伴う打ち切り決算により、また、令和2年度以降は公営企業会計への移行により資金剰余が発生したため、資金不足比率はマイナスとなっています。